市指定ごみ袋等取扱所の指定に関する要綱 改正 (素案) へのご意見等について

・改正概要・市のごみ処理施策への取扱店の協力規定の追加

・販売実績の報告規定の追加

・指定ごみ袋全サイズの販売取扱規定の追加

・販売委託料の定額制の導入(一律1セット20円)

・指定取り消し条件に係る規定の追加

・根拠規定 小美玉市廃棄物の減量及び処理に関する条例(以下抜粋)

·説明資料 別紙1

・周知方法 1. 取扱店への個別通知, 2. 市ウェブサイト

・提出意見 提出数:2件

・・・手数料額に関するもの 1件・・・その他購入に関するもの1件

·提出方法 FAX:2件

・意見回答 別紙2

・今後対応 ・本件について, 所管審議会に報告いたします。

・廃棄物処理の実態状況を踏まえ,要綱改正の是非について 検討を進めていきます。

## 根拠規定抜粋

## (事業者の責務)

第4条第4項 事業者は、前3項に定めるもののほか、廃棄物の減量及び適正処理の確保等に関し市の施策に協力しなければならない。

## (市民の意見の反映)

第8条 市長は、廃棄物の排出の抑制、再利用及び廃棄物の適正な処理について、市民の意見を施策に反映することができるよう努めなければならない。

## 【担当課】

小美玉市 市民生活部 環境課 廃棄物対策係

電 話:0299-48-1111 内線1144 1145

FAX: 0299-48-1199

メール: kankyo@city.omitama.lg.jp